# 規則

## ○国家公安委員会規則第十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第十一項、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十五及び同法第百八条の三十二第三項において準用する同法第百八条の三十一第八項、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第三項及び第三十九条の五第二項の規定に基づき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の一部を改正する規則

（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正）

**第一条**　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| 第一章～第三章　［略］ | 第一章～第三章　［同上］ |
| 第四章　指定試験機関の指定等（第十六条―第三十条） | 第四章　指定試験機関の指定等（第十六条―第三十一条） |
| 第五章　雑則（第三十一条・第三十二条） | 第五章　雑則（第三十二条） |
| 附則 | 附則 |
| （型式試験） | （型式試験） |
| **第十五条**　［1～6　略］ | **第十五条**　［1～6　同上］ |
| 7　指定試験機関は、型式試験申請書及び第一項の規定により提出された書類（第三十一条の規定によりこれらの書類の提出に代えて電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び電磁的記録媒体提出票が提出された場合にあつては、当該電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票）並びに同項の規定により提出された遊技機のうち一台を型式試験が終了した日から六年間保管しなければならない。ただし、型式試験の結果、型式試験申請書に係る型式が技術上の規格に適合していないと認める場合は、この限りでない。 | 7　指定試験機関は、型式試験申請書、第一項の規定により提出された書類及び同項の規定により提出された遊技機のうち一台を型式試験が終了した日から六年間保管しなければならない。ただし、型式試験の結果、型式試験申請書に係る型式が技術上の規格に適合していないと認める場合は、この限りでない。 |